# フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障

### 吉田欣吾

## Linguistic Minorities and Language Legislation in Finland

### Yoshida Kingo

#### **Abstract**

Language rights can be protected in two levels, namely, under national and international law. This paper deals with linguistic minorities and language legislation in Finland, which has language legislation providing relatively high level of support for minority languages.

Finland has two national languages, Finnish and Swedish. Swedish is at the same time a minority language in Finland. In addition to Swedish, Finland has Saami, Romany and Finnish sign language as its minority languages. We should also make a distinction between Swedish speakers of the Åland islands and mainland Swedish-speaking population. The province of Åland has a extremely high level of autonomy, and the only official language there is Swedish. So Finland has five minority groups, Swedish speakers of Åland, mainland Swedish-speaking population, the Saami people, the Roma and the users of Finnish sign language.

We can divide language legislation concerning linguistic minorities into three groups, on the basis of principles of territoriality and personality. Language legislation for Swedish speakers of Åland and the Saami people is based on the territorial principle, while that for the Roma and the users of sign language has to be based on the personality principle. Language legislation for mainland Swedish-speaking population is based principally on the principle of personality, but has some features of the principle of territoriality at the same time. The most important one of those features is linguistic classification of each commune. Communes are to be bilingual if the Swedish-speaking or Finnish-speaking minority reaches or exceeds 8 per cent or 3,000 persons of the population. Otherwise communes are to be unilingual. There are only 21 Swedish unilingual and 43 bilingual communes of all 453 communes in Finland.

Language rights based on the principle of territoriality are generally supposed to reach a higher level than those based on the principle of personality. This assumption holds good also in the case of Finland except the case for mainland Swedish-speaking population. They are granted extremely high linguistic rights, though language policy for them is based principally on the principle of personality.

### はじめに

ある言語を使うことが権利性を持つということは、日本において日本語を母語としている限り、ほとんど意識されることのない事柄であると思われる。つまり我々の社会の多数派にとっては、言語を使うことについて、ことさら権利性というようなものを意識する必要もなく、自らの言語を使うことは、ごく当たり前のこととして捉えられている。したがって「言語権」あるいは「言語的人権」というような言葉に対しては、多くの人々が何らかの違和感を抱くであろうとも予想される。

言語使用が権利性を帯びたものであることが意識されるのは、自らの言語を使用することが 禁じられている、あるいは言語の使用を理由として何らかの差別を受けている、などと感じる ときである。つまり「言語差別」が存在することによって、あるいはその存在を意識すること によって、言語使用の持つ権利性というものが意識される。また自らが「言語差別」の対象と なる場合にはもちろんだが、自らが「言語差別」の対象となっていない場合であっても、他者 が「言語差別」の対象となっている状況に対して想像的理解力を持つことによって、「言語権」 あるいは「言語的人権」というものを意識することができるはずである。

言語権を保障する手段としては、まず国際法と各国の国内法という区別ができる。国際法の中に存在するマイノリティの権利については、たとえばヴァレンヌの分析があるがり、言語権を普遍的人権として捉える観点からすれば、現存する国際法に言語権保障のための根拠を求めようとする考え方は当然であると言えるし、あるいは言語権保障をより充実させるための根拠を新たに国際法に盛り込むべきだとする考え方も正当であると言えるであろう。いずれにせよ言語権保障を考える上でまず問題となるのは、現存する国際法におけるマイノリティに関わる権利条項から、言語権保障に有効な内容をどの程度導き出すことができるのか、ということである。

いっぽう、それぞれの歴史的・政治的背景を持つ各国の国内法における言語権保障はさまざまな姿を見せている。したがって国内法における言語権保障のさまざまな姿から、現段階での言語権保障の実態に関する情報を集積し、そこから具体的な言語権保障のエッセンスとなるべきものを導き出すことも、現存する国際法が言語権保障に与え得るものを導き出す研究と共に重要であると思われる。とくに日本のように言語権保障というようなものが存在しない国家や地域について考える場合には、他国・他地域における具体的な言語権保障の実践から情報を得ることが重要であると思われる<sup>2)</sup>。

フィンランドでは、約600年におよぶスウェーデン統治時代を終え、ロシアの大公国となっていた1863年に、当時のロシア皇帝アレクサンダー2世により「言語布告」が発せられた。これにより、それまで公用語となっていたスウェーデン語と並んでフィンランド語が公用語の地位を獲得したが、この2公用語体制は1917年における独立後も引き継がれ、1922年の「言語法」においてフィンランド語およびスウェーデン語という2つの公用語に関する規定が詳細に定められた。また先住民族サーミ人の言語も、1991年の「公の機関におけるサーミ語の使用に関す

る法律」により公用語に準ずる地位を獲得している。現憲法の「自らの言語と文化に対する権利」を規定する第17条においては、これら3言語に加えてロマニ語と手話に言及されている³)。また2001年は欧州審議会と欧州連合により「欧州言語年」とされ、多くの催しやシンポジウムが開催されているが⁴)、それらと呼応するかのように、フィンランドでは1922年の「言語法」及び1991年の「サーミ語法」の改定作業に取りかかっており、またスウェーデン語系住民が多数派となっているオーランドに関する自治を定めた「オーランド自治法」についても同様に改定作業に入っている⁵)。

日本では1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立したが、その条文からアイヌのアイヌ語に対する権利という視点を読み取ることは難しく、またいわゆる在日朝鮮人・韓国人に関しても、その言語に対する権利が議論の対象となることは少ない。いっぽうで今後の日本は多くの外国人労働者を必要としているという調査結果もあるが、その人々の言語や文化に対する権利についても、実質的には何の議論も起こっていないように思われる。今後さらに多言語・多文化の度合いを増すであろう日本社会においても、言語や文化に対する権利という問題は重要性を増していくと考えられるが、真の意味で人権が保障されるためには、自らの言語・文化に対する権利というものも避けては通ることのできない問題となるであろうと思われる?。

本稿では言語権の性質、さらにフィンランドにおける言語状況と言語権保障の歴史を概観した上で、フィンランドにおける言語権保障の現在の姿を、おもに権利主体と言語権保障の拠って立つ原則という観点から検討および分類し、国内法における言語権保障のひとつの形を検証することを目的としている。フィンランドの言語権保障を検討するためには、それぞれの集団に対する保障内容を詳細に検討することが必要であるが、ここでは保障内容の具体的検討の前提となる権利主体の分類を行うことを目的とするため、権利内容の詳細な検証は行わない<sup>8)</sup>。

### 1. 言語権の性質

言語に対する権利自体は、たとえば、すでに1867年のオーストリア憲法に明記され、自らの言語を維持し発展させる絶対的権利を国内すべての民族的マイノリティが有することが明確にされている。したがって言語に対する権利という考え方自体は、とくにヨーロッパにおいては決して新しいものではない。しかしながら国際的な舞台においては、マイノリティに権利を認めることが国家の分断や国境紛争などを引き起こす可能性を持つものとして一般的には否定的に捉えられてきており、とくにマイノリティの権利といった場合に問題となるのが個人の権利ではなく集団の権利であることが、マイノリティの権利保障に対する消極的姿勢を生み出した一因と言える。その結果、「普遍的人権」尊重の名のもとに、マイノリティの権利というような、特定の人間だけを対象とする権利問題に積極的に取り組まれることは少なかった。一般的にマイノリティの権利保障という問題が、国際的にも重要な課題として取り上げられるようになったのは、1980年代以降と考えられているが、当然のことながら、マイノリティの権利として「言語権」という問題も徐々に注目を集めるようになってきたと言える。

言語をただ単にコミュニケーションの手段とする考え方からは,極端な場合には世界にひと つの言語のみ存在することが最善だという結論が導き出される可能性がある。たとえば日本に おける「英語第2公用語論」や、大学における第2外国語廃止論などにも、その根本のところ に「言語は道具でしかない」という考え方が存在していると読み取ることも可能であろう。そ れに対して、それぞれの言語はある世界観あるいは文化を担うものであり、その多様性は生物 学的多様性に劣らず人類にとっては重要なものであるとする考え方が対置される。後者の考 え方からは、当然のことながら言語の多様性を維持することが重要な課題として提示されるこ ととなる。ただこの考え方が、言語を文化遺産として守るべき物として捉える考え方へ結びつ く場合には、人々の言語に対する権利という考え方は必ずしも生まれてこない。言語を文化遺 産として保護するのであれば、ある言語をしっかりと記録し、辞書や文法書を作成し、あるい はその音声を録音しておくことで、目標は達成されるとも考えられる。そこでは、それを話す 人間とは切り離された形で、静的なものとして言語が存在し得るという捉え方がなされること になる。もちろん絶滅の危機にある言語を記録すること、あるいは言語の多様性を維持するこ と自体は重要な課題であるが、言語権という考え方にとってむしろ出発点となることは、必ず しも言語そのものや言語の多様性を守ることではなく、言語を使用する人間が言語を基準とし た差別を受けている現実であり、その問題をどのように克服すべきかということであるべきだ と思われる。それぞれの言語の持つ価値や言語的多様性の重要性、とりわけ母語と呼ばれるも のが話し手に対して有する意味というものは重要な研究課題であり、言語が人にとって「なぜ」 重要なのかを明らかにすることは、言語権という思想を根本のところで支える重要な根拠のひ とつともなるであろう。しかしながら明確にしておくべきことは,言語が人にとって「なぜ」 重要か、言語の維持が「なぜ」重要か、というような問題と、「何」が言語による差別であり、 言語に関わる「何」が人間として当然享受すべき人権の侵害であるのか,というような問題と を区別することが重要であろうということである。したがって、それぞれの言語の重要性や話 し手に対して母語が持つ意味、つまり「なぜ」言語は人にとって重要か、ということは言語権 保障を唱える際のひとつの重要な武器にはなるにしても、言語権が問題とすべきは言語そのも のの価値ではなく、むしろ言語を基準として行われる差別の存在を特定し、言語を基準とした どのような差別や人権侵害が存在しているのかを見極め、その不当性を証明し、さらにその克 服を目指すことであろう。

いっぽう言語権保障を複雑な問題にしている原因のひとつは、それが地域や国によって多様な歴史的あるいは政治的背景の中で存在せざるを得ないという点であろう。もちろん、この複雑さは言語問題に限られたものではないにしろ、言語権保障という問題に関して各国・各地域の間に共通の認識を生み出すことが、たとえば信仰の自由などという問題と比較した場合に、少なくとも現在の段階でははるかに困難であることは明らかであろうと思われる。言語権保障の必要性を生み出す言語差別の存在を認識することの難しさを、たとえば津田は次のように述べている。

言語差別という現実が無視される一つの原因はその問題の性質の難しさにある。という

のは、言語は、肌の色や肉体的相違といった明確な物理的な相違と違って、目に見えないものだからである。目に見えないものが差別の土台になっていると、差別する者もされる者も、差別そのものを認識しにくくなるのである<sup>10</sup>。

さらに津田は言語差別を客観的に伝えることの難しさや、またたとえば性差別の場合と違って、言語差別の場合には、差別を受ける側が差別する側の言語を習得することによって、差別する側に立つことができる点など、言語差別の持ついくつかの特徴を指摘している<sup>11</sup>。

筆者はすでに別の場所で、言語権と呼ばれるものが具体的には何を指しているのかを、おもに Skutnabb-Kangas と Phillipson に依拠してまとめたが、そこでは言語権の具体的内容を次の 6 項目に整理した  $^{12}$ 。

母語を選択する権利 母語を学ぶ権利 母語を使用する権利 公用語を学ぶ権利 文化的自治の権利 権利保障のための財政的基盤に対する権利

これらのうち最初の5項目について、それらがフィンランドのスウェーデン語系住民と先住民族サーミ人に対して、どのような法規定により、どの程度保障されているのかを、やはりSkutnabb-KangasとPhillipsonに依拠しつつ検討した。保障が法規定の中で明確に言明されているのかどうかを「明示的」と「暗示的」の対立項により表し、保障の強度をレベルの高い順に「促進」、「許可」、「非差別条項」、「容認」、「禁止」で表した結果、フィンランドにおけるスウェーデン語系住民については5項目すべての保障が「明示的促進」のレベルに達しており、いっぽう先住民族サーミ人についてはほぼ「明示的許可」のレベルにとどまっていることを明らかにした。

### 2. フィンランドにおける言語状況13

しばしば北欧諸国と呼ばれる国々の中で、フィンランドは多くの点で他の近隣諸国とは異なった特徴を有している。そのひとつは、フィンランド総人口のうち92%の人々によって話されているフィンランド語が、ウラル語族フィン・ウゴル語派に属している点である。北欧と呼ばれる地域ではフィンランド語に加え、先住民族サーミ人たちの話すサーミ諸語が同じ語族語派に属しているが、他の主要言語はすべてインド・ヨーロッパ語族ゲルマン語派に属している<sup>14</sup>。フィンランドの総人口約520万のうち、およそ92%がフィンランド語を母語としている。スウェーデン北部には15,000から20,000人のフィンランド系の人々が地域の先住者として存在しており、また1960年代から1980年代にかけて300,000人の人々がフィンランドからスウェーデ

ンへ移住しているが、そのうち240,000人がフィンランド語を母語としていた。ノルウェー北部へは1600年代からフィンランド人が移り住み、現在では数千人がフィンランド語を話している<sup>15)</sup>。またフィンランド語はロシアにおいても、カレリア共和国を中心に約60,000の人々によって話されており、さらにアメリカ合衆国、カナダには1860年代以来フィンランド人が移住し、過去の移住者の総数は30万人とされている。オーストラリアには1800年代および1945年から1971年の間に約13,000人のフィンランド人が移住している。

スウェーデン語を話す人々のフィンランドへの移住は400年代から800年代に始まったという説もあるが、これに関してはフィンランドとスウェーデンの間に位置し、現在ではフィンランド領となっているオーランド群島については当てはまるが、フィンランド本土へのスウェーデン語系住民の移住が始まったのは1200年代頃とされる15。1917年のフィンランド独立の時点では総人口の11%前後に相当する約35万人のスウェーデン語系の人々が存在したとされるが、その数は現在では約29万人、総人口に占める割合は約5.7%となっている。スウェーデン語はインド・ヨーロッパ語族ゲルマン語派に属し、ノルウェー語やデンマーク語、あるいはアイスランド語とは系統的に近い関係にあり、さらにドイツ語や英語とも系統的に結びついている。

フィンランド、ノルウェー、スウェーデン3ヶ国の北部、さらにロシアのコラ半島を含むフェンノスカンジアには、サーミ人と呼ばれる人々が存在している。正確な統計はないが、サーミ人の総数は50,000人から100,000人、サーミ諸語を母語とする者はそのうち約半数から3分の1とされている。フィンランドには約7,000人のサーミ人がいるとされ、そのうち約半数がサーミ諸語を母語としている<sup>17</sup>。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンにおいては、サーミ人が先住民族であることが公式に認知されている<sup>18</sup>。

北欧諸国には他のヨーロッパ諸国同様にロマ人たちが存在し、フィンランドにおけるロマ人口は約10,000人とされる。ロマ人たちの言語であるロマニ語は、系統的にはインド・ヨーロッパ語族インド・イラン語派に属する言語である。

手話が単なるジェスチャーではなく、自然言語に特有な特徴を備えた「言語」である、という認識は、少なくとも言語学の世界では常識に近いものとなっていると思われる。フィンランド手話は約5,000名の人々によって使用されている<sup>19</sup>。

以上がフィンランド憲法において「自らの言語と文化に対する権利」を規定する第17条で言及されている言語であり、また国立の内国語研究センターにおいて研究対象となっている言語である<sup>20)</sup>。当然のことながら、これら以外に移民や外国人労働者などの言語が話されているが、さまざまな政治的・経済的理由から、フィンランドで話されている言語の種類やそれぞれの話者数も近年大きく変化している。

#### 3. フィンランドにおける言語立法

現在フィンランド共和国となっている地域は1100年代から1300年代にかけて、当時のスウェーデンの領土として編入されていった。その結果、同地域の公用語はスウェーデン語となり、その後1809年に同地域がロシアに併合され、大幅な自治を認められた自治大公国となった後も、

スウェーデン語は公用語の地位を維持しつづけることとなった<sup>21)</sup>。一方で民衆の言葉であるフィンランド語は「半公用語」と呼べるような形で発展し、1600年代におけるアグリコラによる正書法の確立、1835年の『カレワラ』出版などを通じて徐々に書き言葉としての地位を築いていった。1863年にロシア皇帝アレクサンダー2世により発せられた「言語布告」の定めるところに従って、20年間の猶予期間を経た上でフィンランド語がスウェーデン語と同等の地位を獲得し、公用語の一つとなることとなった。現在はフィンランドにおいて圧倒的な多数派言語として、少数派言語にとっては脅威となっているとも考えられるフィンランド語だが、その話者に対しては1863年にこの「言語布告」によって言語権保障が始まったと言える。

1917年にフィンランドは独立したが、1919年に成立した憲法(政体法)においては、フィンランド語とスウェーデン語の2言語が国語であることが定められ、こうして2公用語体制が引き継がれた。1922年には「言語法」が成立し、言語使用に関わる事項が詳細に定められたが、同法については2001年6月の時点で改正作業が行われており、諮問委員会の答申が2001年6月30日までに提出されることとなっている。

その帰属がスウェーデンとフィンランドの間で争われ、国際連盟により1921年にフィンランド領であることが確認されたオーランド群島は、「オーランド自治法」により大幅な自治を認められている地域である。住民の約94%をスウェーデン語系の人々が占め、ここではフィンランド語系が少数派となっている。「オーランド自治法」は1920年に成立し、その後1951年と1991年に大幅な改正が行われ、さらに現在も改正へ向けての作業が進んでいる。しかしながら自治法の中でも言語に関わる規定は、これら何度かの改正にもかかわらず安定したものとなっている2つ。

サーミ人たちの先住民族としての権利回復運動の結果,1991年に「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」が成立し、1995年には憲法改正により、先住民族としてのサーミ人の存在は憲法レベルでの認知を受けることとなった。さらに1995年の「サーミ議会法」においては、サーミ人の文化的自治が明確に規定された。「言語法」、「オーランド自治法」と同様に、「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」も2001年6月の時点で改正へ向けての準備作業に入っている。

1995年の憲法改正においてはサーミ人に加え、ロマ人やその他の集団も「自らの言語と文化を維持し発展させる権利」を有することが明記され、また手話を話す人々や障害のために通訳や翻訳を必要とする人々の権利も法により定めることが明言されている。

他国との条約のレベルでは、1987年にフィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、そしてデンマークの間に、いわゆる「北欧言語協定」が締結され、締結国の国民が他の締結国の公機関あるいは公的組織において自らの言語を使用することができる状況を作り出すために努力することを、北欧 5 ヶ国は約束している<sup>23)</sup>。またフィンランドでは欧州審議会による「地域言語・少数言語のための欧州憲章」がスウェーデン語、サーミ語、ロマニ語、そしてその他の非地域言語について、1998年の政令により発効している<sup>24)</sup>。

### 4. 権利主体と言語政策の原則

ジョセフ・チュリ(1995)が述べているように、言語立法は「同じテリトリー内での言語間 の接触、衝突、不平等の証明」であり、「これら言語は支配・被支配の関係の中で共存」し、 従って「言語的多数派と少数派という状況」を生み出すことになる25。ここで「少数派」とい う言葉が示すように、言語権を保障しようとする言語立法においては、その権利主体として特 定の言語集団を前提とする場合が普通である。もちろん言語に対する権利を普遍的なものと捉 えれば、言語権というものはどのような個人に対しても保障されるべき権利であるが、現在の 段階では少数の例外を除いて、国内法においても国際法においても実質的に言語権保障は一定 数の構成員を有する言語集団を権利主体として前提としている2%。フィンランド憲法第17条の 条文においては,スウェーデン語系住民,先住民族であるサーミ人,ロマ人に加えて「その他 の集団は自らの言語と文化を維持し発展させる権利を有する」と述べられており、あらゆる集 団に自らの言語に対する権利を認めているとの解釈が可能であるが、いずれにせよ権利主体と して挙げられているのは「個人」ではなく「集団」である。「言語法」や「公の機関における サーミ語の使用に関する法律」などのような、言語に対する権利を具体的に定めた言語関連の 諸立法も、それぞれ特定の集団を権利主体として前提としているのがふつうである。したがっ てフィンランドにおいても、言語権を考える場合には、権利の主体がどのような集団の一員で あるかが、現実的には権利内容に大きく影響している。ここで問題となるのはそれぞれの集団 の有する性格であるが、それは当該の集団が伝統的に国内に存在し国民の一部としてみなされ るようなナショナル・マイノリティか、比較的最近の移住によって存在するようになったエス ニック・マイノリティか,あるいは先住民族であるのかどうか,というような各集団の持つ歴 史的特性,さらにはそれぞれの集団の規模や影響力などであるマプ。渋谷は言語集団の性格と保 障される権利の強度の関係に注目し、私見として言語権を次の4つに分類している28。

- ①ナショナル・マイノリティの自治的な言語権
- ②ナショナル・マイノリティの選択的な言語権
- ③先住民の言語権
- ④移民の言語権

分類における①は「分権的な体制」下で、「州などの下位の単位で多数派にもなり、比較的、強力な言語権を行使できる」場合を指し、たとえばカナダのケベック州やベルギーにおける地域圏や共同体がこれに相当するとされている。それに対して②は「社会生活においては多数派の言語を使うことが多いにせよ、言語復興運動がなされたり、象徴的に公用語の地位を与えられたり、教育あるいは公権力との関係で一定の母語へのアクセスが可能」な場合であり、①に比べれば言語権保障の強度の点では低いレベルにとどまっている場合を指している。たとえばアイルランドにおけるアイルランド語やウェールズにおけるウェールズ語、さらに日本におけ

る朝鮮語がこれに相当するものの例として挙げられている。先住民もナショナル・マイノリティでありながら、③の範疇を区別する根拠として「言語のみならず生活形態の固有性」が挙げられている。一般的なナショナル・マイノリティと先住民族の違いは、とくに後者に関しては言語や文化に対する権利と並んで、土地や自然資源に対する権利がしばしば問題となる点に象徴的に表れていると言える。もちろん言語権というものが、すべての人間が享受すべきものであれば、その保障の面でナショナル・マイノリティと先住民族を区別する必要はないと言えるかもしれない。ただし、先住民族の言語権保障が、先住民族に特徴的に認められるべきだと考えられるような他の権利と大きな関わり合いを持つことを考えれば、③の範疇を独立させることは正当だと考えることができる。④の移民については、現実の言語権保障においては、しばしばナショナル・マイノリティと区別され、たとえば「地域言語・少数言語のための欧州憲章」においても、同憲章の意味する地域言語あるいは少数言語という範疇に、移民の言語は含まれないことが明確に述べられている。

渋谷の分類を、その分類の基準という観点から考察すれば、まず集団が伝統的に国内に存在 する国民の一部として存在するのか否かにより①、②、③のグループと④とに分類されている と考えられる。次に、集団が先住民族であるか否かにより、①、②のグループと③とに分類が 行われている。最後に①と②の分類においては、現実に行われている権利保障の強度の違いを 基準として分類が行われているとも考えられるが、①が連邦制などの分権的な体制のもとで、 たとえば州などの単位においては国内少数派が多数派にもなる場合を想定していることを重視 すれば、①と②を分類する基準はむしろ、少数派の居住集中度といったものであると考えられ るべきであろう。①における言語権保障は、国内全体においては少数派となっている集団が一 定の地域において多数派となっているため,その地域にのみ適用させることのできる言語権保 障が可能であることにより、実質的に強度の点でより高度なものとなり得ているが、いっぽう ②の場合には集団に属する人々が国内に広く分布しており、特定の地域にのみ適用可能な保障 制度を確立することができないことが、言語権保障を強度の点で低いレベルに抑えていると考 えられる。したがって①と②の分類の基準とすべきことは、結果として現出する保障の強度の 違いではなく、そういった強度の違いを結果として生み出すような、それぞれの集団の居住状 況であると考えるべきであろう。以上をまとめれば「ナショナル・マイノリティか否か」,「先 住民族か否か」,「少数派の居住が地域的に集中しているか否か」の3つの基準により分類が行 われることになるが、これら3つの基準が持つ共通性は、当該の集団が国家の中において持つ 歴史的特性というものである。

カルヴェは言語政策について考える中で、「地域性の原則」と「個人性の原則」の区分を検討しているが、「地域性の原則」に基づく言語政策においては「地域こそが言語の選択や言語権を決定」し、「個人性の原則」のもとでは「公認の言語集団に属している人は、領土のどこにいても自分の言語を話す権利」を有することになる290。実のところ渋谷の分類も、実質的にはこれら「地域性の原則」および「個人性の原則」による分類と重なる部分が多いと考えられる。①の「ナショナル・マイノリティの自治的言語権」については、その高いレベルの言語権が、マイノリティが多数派となるような特定の地域で保障されることによって可能となってい

る場合を指しており、また③の「先住民の言語権」についても、先住民族がしばしば特定の地域に集中して居住し、その地域の土地や水域あるいは自然資源に対する権利を主張していることを考えれば、彼らに対する言語権保障も、彼らの居住する地域に限定されて適用されるものであるのが多くの場合である。つまり、①と③の言語権保障は「地域性の原則」に基づくものであると言える。いっぽう②の「ナショナル・マイノリティの選択的な言語権」や④の「移民の言語権」は、彼らの居住が広範囲に分散した形となっているため、その言語権保障は「個人性の原則」に基づかざるを得ないことになる。

フィンランドにおける言語権保障を研究する際にも、権利主体により保障の強度の違いが明確だと思われるため、ここで検討した分類法、あるいは「地域性」と「個人性」に関わる原則を出発点とすることができると思われる。カルヴェは、「地域性の原則」および「個人性の原則」という「二つの原理のどちらを選ぶかは、言語の将来のみならず、国の将来にも影響を及ぼす」と述べているが<sup>30</sup>、以下では、フィンランドにおける言語権の権利主体について、それぞれの集団に対する権利保障がどのような原則に則っているのかを中心に考察していく。

### 5. スウェーデン語系住民に対する言語権保障

フィンランドにおけるスウェーデン語系住民に関して考える場合には,まずスウェーデン語 系住民とフィンランド民族との関係に触れておく必要があると思われる。フィンランドにおけ るスウェーデン語系住民はまちがいなく少数派であるが、それはそのまま彼らが少数民族であ ることを意味するわけではない。フィンランド語では彼らのことを一般的に suomenruotsalaiset「フィンランドのスウェーデン人たち」と呼ぶが、言語権に関わる法律の条 文ではふつう ruotsinkieliset「スウェーデン語系の人々」あるいは ruotsinkielinen väestö「スウ ェーデン語系住民」という言葉が使用されている。これに関して吉村はE.ムーレンに依拠し、 「フィンランドの憲法は、両グループをフィンランド語系住民、スウェーデン語系住民(フ väestö, ス befokning) と呼ぶことで,両者が政治的独立の可能性を示唆する民族(nation)とし て別々のものであるという考え方を注意深く排除している。従って、民族的な単位としての 『フィンランド人』は,フィンランド語系とスウェーデン語系から構成されるとさえ言うこと が出来る」と述べている31。19世紀の民族ロマン主義と呼ばれる流れの中で、フィンランド民 族意識の高揚を目指した人々のうちの一人であるトペリウスも,「彼ら(=フィンランドにお けるスウェーデン語系住民)は精神・魂において同胞であり、口がどの言語を話そうと、ここ (=フィンランド)には一つの民族と一つの心しかない(かっこ内は筆者)」と述べることで、 スウェーデン語系住民がフィンランド語系住民とひとつの民族を形成しているのだと主張して いる32。たとえば、後に見る先住民族サーミ人の場合、サーミ人を定義するために使われる一 つの基準は、本人か両親あるいは祖父母のうち一人がサーミ語を第1言語として習得したかど うかということであり、その結果として当然のことながらサーミ人の中にはサーミ語を話さな い者が多数存在することとなる。それに対してスウェーデン語系住民であるほぼ唯一の基準は、 本人がスウェーデン語を母語あるいは第1言語とみなすかどうかということであり、そのため 現実に住民登録等における母語あるいは第1言語申請において、スウェーデン語からフィンランド語、あるいはその逆の方向へ母語を変更する個人も存在する<sup>33</sup>。つまりフィンランドにおけるスウェーデン語系住民は少数派集団であることは確かであるが、たとえばフィンランドの多数派とは別の民族として存在するサーミ人とは異なり、フィンランド語系住民と別の民族集団を構成しているとは考えにくい。

フィンランドを構成する集団としてのスウェーデン語系住民について考える場合に、さらに問題となるのが、自治地域であるオーランド群島のスウェーデン語系住民とフィンランド本土のスウェーデン語系住民とを区別する必要があるのかどうかという問題である。フィンランドとスウェーデンの間に位置するオーランド州はフィンランドの領土でありながらも、その歴史的経緯から非常に高い自治を認められた地域である。たとえばオーランドの人々に対しては徴兵義務が免除されており、言語に関しても、オーランド自治法において州の公用語および教育言語はスウェーデン語のみであることが定められている。フィンランド本土においては、スウェーデン語を母語とする者に対してフィンランド語の学習が義務付けられているが、オーランドにおいてフィンランド語はあくまでも選択科目であり、またスウェーデン語系あるいは2言語併用の大学や職業上級学校で要求されるフィンランド語能力についても、オーランドの教育機関を終了した者に対しては軽減措置が取られている。いっぽうオーランド以外の地域に住むスウェーデン語系住民はフィンランド語の学習を義務付けられているだけでなく、法律の規定に関わらずフィンランド語の能力なしで生活することは実質上不可能に近いものとなっている。

フィンランド人がフィンランド語系とスウェーデン語系それぞれの集団のどちらに自己同一化するかは、あくまでも国内的な問題であり、スウェーデン語系の人々がスウェーデンを自らの祖国と考えることはないとされる。19世紀の民族ロマン主義の時代に、フィンランド民族の意識高揚運動の先頭に立った人々の多くがスウェーデン語系であったという事実、あるいは現在のスウェーデン語系住民たちが持つアイデンティティの観点からしても、彼らはスウェーデン語を話す人々でありながら、間違いなくフィンランド人であると言える。いっぽう、オーランドについては事情がかなり異なっていると言える。そこではかつて、フィンランドからの分離運動も盛んであり、スウェーデンへの統合を望んでいた時期もある。したがって、吉村が指摘しているように、スウェーデン語系住民の中でも、オーランドについては別個の集団として扱うべきではないかという議論が存在する3%。以上のことに加え、「オーランド自治法」の有する言語権に関わる条項はオーランドのみに適用されるため、フィンランドのスウェーデン語系住民を、言語に関わる権利という観点から考える場合にも、オーランド州のスウェーデン語系住民(あるいはスウェーデン人)と、それ以外の地域のスウェーデン語系住民とを区別して考える必要があると思われる。

すでに述べたように、ここでは「言語法」や「オーランド自治法」に含まれる言語関連の条 文について詳しい検討は行わないが、オーランドに居住するスウェーデン語系住民に対する言 語権保障は渋谷の分類で言うところの「ナショナル・マイノリティの自治的な言語権」に相当 すると考えることができるであろう。このグループは、渋谷の与える定義に従えば、州という 単位で多数派となっており、そこでは言語権の行使が政治参加や社会生活全般に及び、非常に 高度な言語権を有していると言える。

いっぽうフィンランド本土に住むスウェーデン語系住民については、渋谷の分類による「ナショナル・マイノリティの選択的な言語権」を持つグループにほぼ相当すると考えることもできるが、渋谷がこのグループを「象徴的に公用語の地位を与えられたり、教育あるいは公権力との関係で一定の母語へのアクセスが可能なケース」と定義し、具体的な例としてフランスの諸地域語や日本の朝鮮語を挙げている点を考えれば、フィンランド本土に住むスウェーデン語系の言語権は、このグループに属しているものとは考えにくい。フィンランド本土におけるスウェーデン語系住民の言語権保障は、日本における朝鮮語と比較すれば、比較すること自体が意味を持たないほど高いレベルに達している。したがって、オーランド以外の地域に住むスウェーデン語系住民の言語権に関しては、渋谷における「自治的な言語権」と「選択的な言語権」の間に位置するものとして分類せざるを得ないことになる。逆の言い方をすればフィンランドにおけるスウェーデン語系住民に対する言語権保障は、自治地域に相当するものを持たないにもかかわらず、その保障が非常に高度なレベルに達しているという点で、世界でも珍しい例となっていると言えるのかもしれない。

注意すべきは、ここで取り上げたオーランドのスウェーデン語系住民とフィンランド本土の スウェーデン語系住民について、彼ら両者に対する言語権保障が「地域性の原則」および「個 人性の原則」に、どのように基づいているのかという問題である。憲法第17条において「裁判 所及びその他の公の機関において、自らの言語であるフィンランド語あるいはスウェーデン語 を使用し,文書を同言語で受け取る権利は法により保障され」,また行政は「同一の基準に基 づいてフィンランド語系住民とスウェーデン語系住民の文化的・社会的要求に」答えなければ ならないと規定されているように,スウェーデン語系住民に対する言語権保障はフィンランド 全土において保障されるべき側面を持っており、その意味で彼らに対する言語権保障は「個人 性の原則」に基づいていると考えられる。しかしながら、フィンランド語とスウェーデン語の 公機関における使用を詳細に規定している「言語法」が有する,地方自治体の言語に関する規 定により、スウェーデン語系住民に対する言語権保障は「地域性の原則」に基づく側面を併せ 持っている35。同規定によれば、スウェーデン語系あるいはフィンランド語系いずれかの少数 派が、自治体総人口の8%に達するか、あるいは3,000人を超えた場合に、その自治体は2言 語併用自治体となるが、少数派人口がそれ以下である場合には、自治体は単一言語自治体とな る。2000年現在でフィンランドの453自治体のうち、スウェーデン語単一言語自治体の数は21、 2言語併用自治体の数は43であり、残りはフィンランド語単一言語自治体ということになる。 さらに21のスウェーデン語単一言語自治体のうち16がオーランドに存在することを考えれば、 フィンランド本土におけるスウェーデン語単一言語自治体と2言語併用自治体の総計は,わず か48にとどまっていることになる。もちろん2言語併用自治体となるための条件となっている、 自治体総人口中のわずか8%あるいは3,000人以上という数字自体は、少数派であるスウェー デン語系の言語権保障を非常に充実したものとしている要因であると言える。しかしながら 「個人性の原則」に基づくスウェーデン語系住民に対する言語権保障が,大多数の地方自治体 がフィンランド語単一言語自治体となることで、つまり自治体の言語規定という「地域性の原則」に基づくことによって、2言語併用自治体における言語権保障よりも狭められたものとなっていることは否定できない。ここでは「地域性の原則」が明らかにスウェーデン語系住民にとっては不利に働いている。

いっぽうオーランドにおける言語権は、「オーランド自治法」という具体的に制限された適用地域を持つ法律によって保障されており、その意味でオーランドの住民に対する言語権保障は明確に「地域性の原則」に基づいたものとなっている。つまりオーランドにおいては、「個人性の原則」に基づいた「言語法」による言語権保障の上位に、さらにオーランドにのみ適用される「地域性の原則」に従った言語権保障が覆い被さるというような形で保障が行われていることになり、また「地域性の原則」に基づいたオーランドのスウェーデン語系住民に対する言語権保障は「言語法」による言語権保障を、その強度の点で上回っている。

以上のことをまとめれば次のように言えるであろう。オーランドのスウェーデン語系住民に対する言語権保障は渋谷の言うところの①のカテゴリーに属し、その他の地域のスウェーデン語系住民は①と②の中間レベルに位置していると考えることができる。「個人性の原則」に基づく言語権保障の上に、フィンランド本土のスウェーデン語系住民に対しては、自治体の言語規定により「地域性の原則」が持ち込まれ、オーランドのスウェーデン語系住民に対しても「オーランド自治法」により「地域性の原則」が覆い被さっているが、前者にとっては「地域性の原則」が「個人性の原則」に基づく言語権保障を狭める結果となっているのに対して、後者については「地域性の原則」がより高度な言語権保障をもたらしている。

### 6. 先住民族サーミ人に対する言語権保障

フィンランドにおいてサーミ人は、1995年の憲法改正により憲法レベルでフィンランドにおける先住民族としての認知を受けることとなった。サーミ人の言語権に関して重要な法律上の出来事は1981年の「子供の保育に関する法律」の改正、1983年の「基礎学校法」と「高校法」の改正である。これらによりサーミ語が母語科目となることができるようになるなど、教育におけるサーミ語の地位に関して大幅な改善が行われた。その後1991年には「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」、1995年には「サーミ議会法」が成立し、法律上は言語と文化に対する自治が確立されている。たとえば国際連合においても先住民族に関わる国連宣言の採択が目指されているように、先住民族は他のナショナル・マイノリティと区別されるべきものとして一般的には捉えられており、フィンランドにおける言語権を検討する場合においても、スウェーデン語系住民とは別の枠組みの中で考える必要があるであろう。もちろんサーミ人に対する言語権保障は渋谷の分類で言う「先住民の言語権」に相当する。

当然のことながらサーミ人に対する言語権保障を規定した中心的なものは「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」であるが、その規定の有する一つの特徴は、法の適用地域が明確に限定されている点である。フィンランド北部にいわゆる「サーミ人居住地域」が設定され、法に規定された内容は原則として、この明確に限定された地域に適用される。つまりサー

ミ人に対する言語権保障は「地域性の原則」に則ったものとなっている。法の適用地域が限定されていることを、法の弱点と捉える考え方には、人権保障という観点からすれば正当性があるが、現実に法が実効力を持つかどうかという観点からは、法の適用地域が限定されていることが有利に働くとも考えられる。

いっぽう言語権保障の強度という点からすれば、スウェーデン語系住民に対する保障と比べてサーミ人に対する保障のレベルは低いものとなっている。このことは「地域言語・少数言語のための欧州憲章」に対するフィンランドの批准内容に端的に表れている。同憲章ではまず、どの言語を地域言語あるいは少数言語として認定するかは国家の裁量に任されているが、さらにそれぞれの地域言語および少数言語に適用すべき保障内容については、いくつかのレベルの選択肢から国家が選択できる仕組みとなっている。たとえば地域言語・少数言語による大学レベルの教育に関しては、国家が①当該の地域言語・少数言語による教育を提供する、②当該の言語を教科目として学習するための便宜を図る、③教育機関が当該の言語による教育、あるいは当該の言語を教科目として提供するよう促し許可する、という3つのレベルの内容から国家が選択することができる。この大学教育に関する条項について、フィンランドはスウェーデン語に対しては①のレベルの、サーミ語に対しては②のレベルの権利を保障すると約しているが、それ以外の項目についてもスウェーデン語に対してはほぼ最高レベルでの権利保障を約束しているが、サーミ語に対しては1ランク下のレベルでの権利保障にとどまっている場合が多い。

さらに自らの言語を公の機関で使用できる権利を保障するという点では、国家公務員に対して少数言語に関わる能力がどの程度要求されるのかが重要な鍵となると考えられる。この点において、職種や赴任する地方自治体の言語状況により程度の差があるにせよ、国家公務員にはほぼ例外なくスウェーデン語の能力が要求されている。いっぽうで、国家公務員がサーミ人居住地域で職務につく場合であっても、サーミ語の能力は要求されていない。ここにもスウェーデン語系住民とサーミ人に対する言語権保障の強度における違いが明確に表れている。

### 7. その他の権利主体(手話使用者とロマ人)

フィンランドには約5,000人のフィンランド手話使用者が存在しており、また第1言語として手話を習得した者は聾者のうち約5%から10%とされる。手話を使用する人々の権利が法により保障されることが1995年の改正により憲法に明記され、手話使用者が独自の言語的・文化的集団として認知されたと言える。それ以前から基礎学校および高校では、教育言語および母語科目として手話は法的に認められている。また教育や社会参加の機会に無料で通訳を使用することが、1年間に最大240時間認められているなど、一定程度の言語権が保障されている。

手話の使用者は当然のことながら、ある特定の地域に居住する集団ではなく、そのため彼らの言語権が「地域性の原則」に基づいて保障されるということは考えにくく、あくまでも「個人性の原則」の観点から言語権保障が行われるほかはない。

同様にロマ人に対する言語権保障も、彼らがフィンランド国内のさまざまな地域に居住して いることを考えれば、「個人性の原則」に基づいた権利保障の道を探るしかないであろう。現 在フィンランドのロマ人は約10,000人とされているが、果たして彼らのうち何人がロマニ語を話すのか正確な統計はない。1989年に一部の基礎学校においてロマニ語の教育が開始されたが、スウェーデン語系住民やサーミ人と比較すれば、現実としてロマ人に対する言語権保障は低いレベルにとどまっていると言わざるを得ないであろう。

手話使用者とロマ人に対する言語権保障を渋谷の分類に当てはめるとすれば、どちらも「ナショナル・マイノリティの選択的言語権」にほぼ相当するものと考えられ、どちらについても言語権保障は「個人性の原則」に基づかざるを得ないと言える。

### 8. 権利保障の原則と強度差

フィンランドの言語権保障における権利主体としてのスウェーデン語系住民,サーミ人,手話使用者,ロマ人を,渋谷の分類と「地域性の原則」および「個人性の原則」という基準にほぼ従って検討してきた。ここでは言語権保障が基づく「地域性の原則」および「個人性の原則」という二つの原則と,権利保障の強度という観点からフィンランドにおける言語権保障をまとめ,現実に保障されている権利内容と,その状況を生み出してきた要因に関する今後の詳細な検討のための出発点となるような,権利主体と保障の拠って立つ原則の関係を明らかにする。

まず、それぞれの権利主体に対する言語権保障を、それらが基づく「地域性の原則」および 「個人性の原則」から分類すれば次のとおりになる。

- ①「地域性の原則」に基づくもの オーランドのスウェーデン語系住民に対する言語権保障 サーミ人に対する言語権保障
- ②「個人性の原則」に「地域性の原則」が制限を加えているもの フィンランド本土におけるスウェーデン語系住民に対する言語権保障
- ③「個人性の原則」に基づくもの 手話使用者に対する言語権保障 ロマ人に対する言語権保障

スウェーデン語系住民に関してはすでに述べたように、オーランド地域とフィンランド本土を分けずに一つの集団として考え、「個人性の原則」に基づくスウェーデン語系住民に対する言語権保障に加え、オーランドにおいてはさらに「地域性の原則」に基づいた、より強度の言語権保障が二重の形でなされていると考えることも可能ではある。しかしながら、すでに述べたようにオーランドにおいてのみ例外的に認められている高い自治、あるいはオーランドとフィンランド本土のスウェーデン語系住民たちの有するアイデンティティの違い等を考慮すれば、現実には別の集団として捉える方が適切であると思われる。またオーランドにおける言語権保障は「地域性の原則」に基づく保障が「個人性の原則」による保障を上回っているため、純粋に「地域性の原則」に基づくものとみなすことにする。

いっぽう言語権保障における各々の権利主体を、その保障の強度という観点から分類し、レ ベルの高い方から並べれば次のようになると思われる。

- ① オーランドのスウェーデン語系住民
- ② フィンランド本土のスウェーデン語系住民
- ③ サーミ人
- ④ 手話使用者・ロマ人

これら2つの分類をまとめれば、図1.のような配置になるであろう。縦方向では、上へ行 くほど言語権保障の強度が高く、下へ行くほど低くなり、横方向では、右へ行くほど「地域性 の原則」に則ったものとなっており、左へ行くほど「個人性の原則」に基づいたものとなって いる。

## (1)2 個 地 (3) 域 Y 性 性 $\mathcal{O}$ $\mathcal{O}$ 原 原 則 則 (4), (5)言語権保障の強度が相対的に低い

言語権保障の強度が相対的に高い

- ① オーランドにおける言語権保障
- ② スウェーデン語系住民に対する言語権保障
- ③ サーミ人に対する言語権保障
- ④ 手話使用者に対する言語権保障
- ⑤ ロマ人に対する言語権保障

図1. フィンランドにおける言語権保障の原則と強度の関係

「地域性の原則」および「個人性の原則」と権利保障の強度との関係について言えば、一般的には「地域性の原則」に基づく言語権保障の方が強度の点でより高いレベルに達するであろうと思われる。たとえば公機関におけるサーミ語による翻訳・通訳の権利を、フィンランド最北部のサーミ人居住地域という特定の地域においてのみ認めるのか、あるいはサーミ人たちが多く居住する首都ヘルシンキを含め、その要求のあるところすべてにおいて認めるのかにより、必要とされる作業量や経費は大幅に変化し、その結果として権利の充足度というものも、適用地域が限定されていればいるほど高くなると予想できる。その点でオーランド自治地域における言語権保障の強度が、フィンランド本土におけるスウェーデン語系住民に対するものよりも高いレベルに達していることも納得ができ、またロマ人や手話使用者に比べてサーミ人に対する権利保障がより充実したものとなっていることも説明ができる。ただしこれは、言語権保障が「地域性の原則」に基づいて限定された適用地域を定めた形で行われるべきだ、ということを意味するわけではない。手話使用者に対する言語権保障においては「地域性の原則」を適用させることが難しいからといって、彼らに対する権利保障が低いレベルにとどまってもよい、ということにはならない。

前述の内容に従えば、図1. での配置は右へ行けば行くほど高い位置に来るものと予想される。つまり、地域性の原則に従えば従うほど権利保障の強度は上がり、逆に「個人性の原則」に従った権利保障は低いレベルにとどまることが予想できる。フィンランドにおいても、スウェーデン語系住民を除けば、ほぼ予想通りの結果となっている。自治体の言語規定というような「地域性の原則」の制約を受けながらも、「個人性の原則」に大きく基づくスウェーデン語系住民に対する言語権保障が非常に高いレベルのものとなっていることは、フィンランドにおける言語権保障の中では大きな特徴とみなすことができるであろう。

### 結び

本稿では、フィンランドにおける言語権保障を、権利主体という観点から検討した。権利主体はスウェーデン語系住民・サーミ人・ロマ人・手話使用者に大別できるが、スウェーデン語系住民についてはさらに、オーランドにおけるスウェーデン語系住民とフィンランド本土におけるそれとを区別することが適切であるという観点に立った。

それぞれの権利主体について、それらに対する保障が「個人性の原則」と「地域性の原則」のいずれに基づくものであるのかを検討したが、オーランドとサーミ人に関する保障は「地域性の原則」に、ロマ人と手話使用者に対する保障は「個人性の原則」に基づくいっぽうで、フィンランド本土におけるスウェーデン語系住民に対しては、「個人性の原則」に基づく権利保障が「地域性の原則」により制約を受けていることを指摘した。また「地域性の原則」に基づく保障が「個人性の原則」に基づく保障に比べ、権利保障の強度の点でより高いレベルに達し得るであろうとする一般的な予想が、フィンランドの場合にも当てはまるが、その中でフィンランド本土のスウェーデン語系住民にとっては「地域性の原則」が権利保障を制約する形で機能している点を指摘した。

すでに述べたようにスウェーデン語系住民の言語権保障を規定する「言語法」とサーミ人に関わる「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」のいずれについても、2001年6月の段階で改正へ向けての作業が行われている。さらに言語権保障に関わる規定を含む「オーランド自治法」についても同様に、改正のための準備作業に入っている。これらの改正によりフィンランドにおける言語権保障が、どのように姿を変えるのか、とくに「地域性の原則」と「個人性の原則」に関わるような改正点が現れるのかどうかは、今後のフィンランドにおける言語権保障に大きな影響を与えることとなるであろう。

本稿では権利保障の具体的内容の検討は別の場所に譲り、権利主体と権利保障の基づく原則のみについて論じてきたが、「言語法」等の改正が行われた時点で、あらためて権利主体と権利内容の詳細な検討を行い、フィンランドにおける言語権保障の全体像を捉える必要があると思われる。

#### 註

- 1) Fernand de Varennes, "The Existing Rights of Minorities in International Law" in Miklós Kontra, Robert Phillipson, Tove Skutnabb-Kangas and Tibor Várady (eds.) Language: A Right and a Resource Approaching Linguistic Human Rights, Central European University Press, 1999, pp.117-146, あるいは Fernand de Varennes, Language, Minorities and Human Rights, Martinus Nijhoff Publishers, 1996.
- 2)日本においても現在、多言語社会研究会により各国の言語関連立法の翻訳作業が進んでいる。
- 3) ジプシーという語が差別的な意味合いを持つことはたびたび指摘されている。本稿では言語に関しては「ロマニ語」, それを話す人々については「ロマ人」という語を使用する。
- 4) 2001年5月11日には日本においても、欧州連合主催により「欧州言語年2001:言語の多様性 ——文化の柱、コミュニケーションの架け橋」と題するシンポジウムが開催され、フィンランドからはオウル大学フィンランド語・サーミ語科教授 Harri Mantila 氏が参加し、フィンランドの言語 政策について講演を行っている。
- 5)「言語法」改正の目的は、憲法の前提とするフィンランド語系住民とスウェーデン語系住民の言語上の平等を保障し、法規を明確なものにするとともに、現実に現れている不平等を除去することとされている。「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」については、現在の法の持つ実効力の無さによる欠陥を正し、憲法改正による新たな規定と国際法における発展をサーミ人の言語権にも適応させることとなっている。以上の情報はフィンランド法務省のホームページ(http://www.om.fi/)に見つかる。
- 6) アイヌ自身の組織が長い間、「北海道アイヌ協会」ではなく「北海道ウタリ協会」と名のらざるを得なかった、あるいは多くの在日朝鮮人・韓国人が通名としての日本語名の使用を余儀なくされてきたというような事実と、「国際化」というような言葉が好んで多用される状況とが並立して存在することが、ある意味で日本における多文化・多言語状況に対する理解を象徴している。
- 7) 現在の日本における定住外国人の権利保障に対する痛烈な批判としては、たとえば次の文献がある。鄭暎惠「日本における定住外国人とマルチカルチュラリズム」『新・哲学講義⑥ 共に生きる』岩波書店、1998、pp.105-133。
- 8) フィンランドにおける言語権の内容に関する比較的詳細な研究としては次の文献を参照。吉田 欣吾「フィンランドにおける言語権——スウェーデン語系住民とサーミ人——」『汎バルト海・スカンジナビア国際学会誌』vol. 10, 2001, pp. 45-64。
- 9) たとえば朝日新聞 (2001年2月12日付) によれば、国連環境計画の閣僚級環境フォーラムにおいて、世界に存在すると考えられる5,000から7,000の言語のうち、2,500以上が絶滅の危機にさら

されているという報告が行われている。また言語的多様性と生物学的多様性の相関関係などに着目する研究分野も一部の研究者たちによって開拓され始め、次のような文献に若干詳しい解説がある。 Tove Skutnabb-Kangas, *Linguistic Genocide in Education or Worldwide Diversity and Human Rights*, Lawrence Erlbaum Associate, 2000.

- 10) 津田『英語支配の構造』第三書館, 1990, p.50。
- 11) 前掲書, p.51。
- 12) 吉田については前掲註 7) を参照。そこで依拠した文献は次のとおり。Robert Phillipson and Tove Skutnabb-Kangas, "Linguistic Rights and Wrongs", *Applied Linguistics*, Vol.16, No.4, Oxford University Press, 1995, pp.483-584 およびTove Skutnabb-Kangas and Robert Phillipson, "Linguistic human rights, past and present", in Tove Skutnabb-Kangas and Robert Phillipson (eds.) *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*, Berlin: Mouton de Gruyter, 1994, pp.71-110.
- 13) 以下,各言語話者数等については,次に挙げる文献を中心に,インターネットを通じて入手した情報等を参考にした。Juha Pentikäinen and Marja Hiltunen (eds.) *Suomen kulttuurivähemmistöt*, Helsinki: Suomen Unesco-toimikunnan julkaisuja No 72, 1997.
- 14) 北欧の主要言語とはデンマーク語, ノルウェー語, スウェーデン語, アイスランド語をさしているが, さらにデンマークの自治地域で話されるフェーロー語もインド・ヨーロッパ語族ゲルマン語派に属している。同じくデンマークの自治地域であるグリーンランドの言語であるグリーンランド語はエスキモー諸語の一つであり, ロマニ語はインド・ヨーロッパ語族インド・イラン語派に属している。もちろん手話は, これらのどの語族にも属してはいない。
- 15) スウェーデン北部のフィンランド系住民は英語で「トルネダーリアン」, ノルウェー北部に伝統的に居住するフィンランド系住民は「クベーン」と呼ばれ, 独自の言語・文化を有する集団として権利獲得運動が盛んになってきている。
- 16) オーランド (Åland) は、同地域のスウェーデン語名であり、フィンランド語名はアフベナンマー (Ahvenanmaa)。
- 17) 本稿では「サーミ語」という言葉を使用しているが、サーミ人たちの言語は現実には「サーミ諸語」と呼ばれるグループを形成している。もちろん、それらはたがいに系統的に近い関係にあるが、たがいの理解が不可能な場合も多く、それぞれを独立した言語として捉える考え方が一般的になっている。フィンランドでも北サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語が話されており、最後の2言語は北サーミ語の陰で、その存在を脅かされている。ここには少数派内部での多数派と少数派という対立関係が存在しているが、本稿ではこの問題は扱わない。
- 18) 先住民族の定義問題については、ここでは触れないが、「先住民」という語と「先住民族」という語のどちらを採用するかは非常に大きな問題をはらんでいる。先住民族の定義については、たとえば次のような文献において、とくにアイヌとの関わりで論じられている。上村英明「あえて先住民族の『定義』を論じる――アイヌ民族の『先住民族』としての権利回復のために――」『部落解放研究』第95号、1993、pp.19-31。
- 19) 手話については、たとえば『月刊 言語』Vol.27, No.4, 1998で特集が組まれている。
- 20) フィンランドの内国語センターは、日本では国立国語研究所に相当するといわれるが、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、フィンランド手話、ロマニ語、さらにフィンランド語と系統的に関係のある言語の研究や整備に取り組んでいる。
- 21) なぜ当時のロシアがフィンランドに大幅な自治を与えたのかに関しては、ロシアが懐柔策を取ることで、フィンランドがスウェーデンへの復帰を望まないような条件作りをした、と一般的に考えられてきたが、最近では、当時のロシア側にフィンランドを統治するだけの官僚機構が整備されていなかったことが大きな原因であるという説が出されている。
- 22) オーランド自治法の言語規定については次の文献に詳しい解説がある。Kenneth D. McRae, *CONFLICT AND COMPROMISE IN MULTILINGUAL SOCIETIES FINLAND*, The Finnish

- Academy of Science and Letters & Wilfrid Laurier University Press, 1999.またフィンランド本土におけるスウェーデン語系住民の言語権と対応する形で、オーランドにおけるフィンランド語系住民の言語権も問題となるが、本稿では扱わない。
- 23) 「北欧言語協定」が適用される言語はフィンランド語・アイスランド語・ノルウェー語・スウェーデン語・デンマーク語の5言語であり、サーミ語・フェーロー語・グリーンランド語などの言語には適用されない。またフィンランドのオーランドにおいて同協定は効力を持たないが、これは同地域のフィンランド語化を避けるためであるとされる。
- 24) 地域言語・少数言語とは、少数派となっている国民により国内において伝統的に使用されている 言語を指すが、公用語の方言や移民の言語は含まれていない。2001年6月1日現在、同憲章を批 准しているのは、イギリス・オランダ・クロアチア・スイス・スウェーデン・スペイン・スロベニ ア・デンマーク・ドイツ・ノルウェー・ハンガリー・リヒテンシュタインにフィンランドを加えた 13ヶ国である。
- 25) Joseph-G Turi, "Typology of language legislation", in Tove Skutnabb-Kangas and Robert Phillipson (eds.) *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*, Berlin: Mouton de Gruyter, 1994, pp.111-119.
- 26) たとえば刑事裁判の被告人には、自らの理解できる言語で裁判が行われる、あるいは通訳や翻訳を受ける権利が一般的に認められており、集団を前提としない言語権の一例となるが、こういった例はむしろ例外的であろう。
- 27) 本稿では national minority は伝統的に国内に存在するマイノリティを指し、ethnic minority は比較的最近になって移住してきた少数者集団を指すこととし、それぞれ「ナショナル・マイノリティ」,「エスニック・マイノリティ」と表記する。
- 28) 渋谷謙次郎『言語権の理論・学説検討――「人権」と「シティズンシップ」の間で――』東京大学社会科学研究所ディスカッション・ペーパーJ-102, 2001, pp.14-16。
- 29) ルイ=ジャン・カルヴェ『言語政策とは何か』西山教行訳,白水社文庫クセジュ,2000,pp.71-72。
- 30) 前掲書, p.72。
- 31) 吉村博明「サーミ関連立法」『外国の立法』第32巻2・3号, 国立国会図書館調査立法考査局, 1993, p.48。
- 32) この時期にフィンランド民族意識の高揚を目指し、フィンランド語による国民文学を確立するなどの目的で多くの人々が活動したが、興味深いことはそれらの中心となっていた人々のうち多数がスウェーデン語系の人々であったということであり、トペリウスもそうである。なお引用部分はZachris Topelius, *Maamme kirja*, WSOY, 1981, p.165から日本語に翻訳したが、このフィンランド語訳の原著は1845年から1874年にかけてスウェーデン語で出版された。
- 33) 前掲註14) で挙げたJuha Pentikäinen and Marja Hiltunen (p.56) によれば、1970年と1980年の間 に21,000人以上が、登録されるべき自らの言語を変更している。
- 34) 前掲註31) で挙げた吉村 (p.56) 参照。
- 35) 当然のことながら、このことは、フィンランド語系住民が少数派となっている自治体におけるフィンランド語系住民にも当てはまることである。
- [付記] 本研究については、東海大学2000年度学部等研究教育補助金の助成を受けた。ここに 記して感謝の意を表する。